

令和6年 第1回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年1月31日(水) 14時55分 から 17時10分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

7番 北山 秀雄

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第52条による賃借料情報の提供について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第8 議案第5号 あっせん委員の指名について

第9 議案第6号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	皆さんこんにちは。本日、北山委員より体調不良のため欠席するとの連絡がありました。只今の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。それでは、東神楽町農業委員会第1回通算739回総会にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。1月31日にはなりますけれど、今年のはじめて会う方もおりますので、この場をかりまして新年の挨拶もさせていただきます。あけましておめでとうございます。新年を迎えて1ヶ月経ちますけれど、1月1日、私にとっては朝日が照り良い1日になりそうだなと思っておりましたが、皆さんご存知の通り能登半島地震がありました。2日には、JAL機と海上保安機との衝突と、新年早々、大変な事態に陥ったなど、日本にとって大変な幕開けになったと思っております。能登半島地震において被災された方々には、お見舞い申し上げたいと思います。この能登半島、うちの農業委員会においては一昨年前に道外研修で訪れた地であります。あの輪島朝市も全て消滅。マジンガーZもなくなってしまったと、あの風景が無くなってしまったのだととても寂しい思いをしているところであります。今回の震災については、農林水産省を含め全国各自治体からの支援、そして東神楽農協からも義援金を出すことになっていまして、うちの農業委員会も北海道農業会議の方から義援金依頼も来ておりますので、少しですが対応したと考えています。後ほど、事務局から説明もあります。個人的にも支援をしていただければと思います。東神楽町におきましては、町長選の告示がありました。現山本町長が立候補いたしました。他に立候補者はなく、4期続行が決定した訳です。山本町長におかれましても4期目ということで、国営事業も先頭にたって進めてくれています。さらに、国営事業以外でも農業関連についても支援をいただければと思っております。今回総会、案件も多いため皆さんの慎重審議をお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は9番伊藤委員、10番西村委員です。よろしく願いいたします。
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
武田主事	はい。報告第1号。令和5年12月22日以降における農業委員会の概況について報告いたします。1月7日、20歳の集いに島田会長に出席いただきました。1月11日、あっせん委員会に伴野代理、伊藤農地部長、前田委員、伴野委員に出席いただきました。1月12日、上川地方農業委員会連合会中央ブロック会議に島田会長に出席いただきました。1月15日、新年交礼会に島田会長に出席いただきました。1月22日、定例表彰式に島田会長に出席いただきました。1月24日、女性農業委員等活動強化研修会に栗本委員に出席いただきました。以上です。

【議案】農地法第52条による賃借料情報の提供について

会長	続きまして日程第3報告第2号農地法第52条に賃借料情報の提供について事務局より説明をお願いいたします。
武田主事	それでは、賃借料情報の提供について説明いたします。こちら毎年の報告となりますが、全町一本型として、年に1度、田の賃借料情報を提供することとなっています。前年、令和5年1月から12月までの期間内で、農用地利用集積計画の公告のあった賃貸借により筆数、件数、金額を出しています。筆数が330筆。件数が91件。賃貸の反当価格は、最高額15,000円。最低額が5,000円。平均額は11,700円。昨年度と比べますと、件数は30件増、平均額は700円減額となります。表の下にも記載してありますが、1筆ごとに反あたりの賃借料(反当価格)を求めている、集計する際には反当15,000円を超えるもの、また5,000円未満のものについてはデータの信頼性を高めるために除外をして計算しています。今回の賃借料情報は、町広報誌、農協のウェブへの掲載。町ホームページでの公表を2月に予定しています。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

【報告】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今月7件ございます。番号14番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積32,752㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日、令和6年1月9日。土地の引渡日、令和6年1月30日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成29年4月27日から令和9年4月30日までの強化法の解約となっております。
会長	続きまして15番ですが、会議規則15条の規定により伊藤委員の退席を求めます。それでは、15番説明をお願いいたします。
武田主事	15番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積40,612㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、1月9日。土地の引渡日、令和6年1月30日となっております。合意解約となっております。解約の事由、売買のため解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年12月1日から令和8年11月30日までの強化法の解約となっております。以上2件につきましては、売買により公社へ所有権移転を行うための解約となっております。以上です。
会長	続きまして、16番から20番までですが経営移譲のための解約となりますので事務局より一括説明をお願いいたします。
武田主事	番号16番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積39,705㎡。貸主〇〇。借主〇〇さん。解約成立日、令和5年12月12日。土地の引渡日、1月31日となっております。合意解約となっております。解約の事由が、後継者に経営移譲を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和4年4月28日から令和9年2月27日までの強

西村委員	事務局から説明あったとおりでありますけれど、補足しますと番号8の方ですが〇〇さんから息子さんの〇〇さんへ経営移譲を行ったものであります。親子間における無期限、無償での使用貸借となります。続いて9番ですが、祖母の〇〇さんと孫の〇〇さんとの貸借ですが、こちらも無期限、無償になります。〇〇さんですが、就農して2年になります。これからというところではありますが、〇〇さんもご健在ですので親子でしっかりとされていけると思います。問題ない案件かとは思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま、担当委員からの説明ありましたが、8・9番について皆さんから何かご質問等ありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして10番ですが、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。それでは、番号10をお願いします。
武田主事	番号10番です。使用貸借権の設定となりまして、貸主が〇〇さん。借主が〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか33筆。総面積が126,078.99㎡。経営状況につきましては、同じく126,078.99㎡を耕作しておりまして、労力総数8名。対価は無償、取得法人の構成員の国籍は全て日本となっております。この度〇〇さんが経営を法人化することによる貸付となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	ただいま事務局の説明のとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、乳牛や和牛の飼育。そして、東神楽町の種と実セレクトに認定されております黒毛和牛ハンバーグと加工品にも力を入れております。東神楽町の酪農家の中核として経営されています。数年前より長男の〇〇さんが就農され、今回、次男の〇〇さんも就農されると聞いております。若い力が加わり、新しいアイデアで更に安定した経営を進めていかれることと思っております。何ら問題ない案件かと思っておりますが、慎重審議をよろしく願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明が終わりましたが、皆さんから何かございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして、日程第6議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明します。それでは事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。今回、所有権移転が4件、利用権設定の新規案件が9件、継続案件10件となっております。91番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が45,954㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限が3月14日までとなっております。売買価格につきましては、14,490,000円。妥当価格は350,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の農用地等売渡事業の買入案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	はい。ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。この案件でございますけれど、

	先月あっせん不成立により公社買入協議が行われ所有権移転されたものであります。この後は、公社より〇〇さんが借りる予定となっています。問題なかろうかと思いますが、慎重審議お願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして92番、お願いいたします。
武田主事	92番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が32,752㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、3月14日までとなっております。売買価格につきましては、10,075,000円。反当価格は、地番図をご覧いただきたいと思いますが、〇〇-〇〇南側の1筆こちらが250,000円、それ以外の田については350,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の農用地等売渡事業の買入案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	はい。ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。この案件も先月あっせん不成立により公社買入協議が行われ所有権移転されたものであります。この後は、公社と〇〇さんとの賃貸が結ばれる予定であります。問題なかろうかと思いますが、慎重審議お願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして93番。
武田主事	93番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が40,612㎡。売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限、3月14日まで。売買価格が9,000,000円。反当価格は、また地番図の方を見ていただきたいのですが、西側にある地番〇〇-〇〇内の転作をしている部分が230,000円、それ以外が250,000円となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。担当、私です。
会長	こちらの案件につきましても、昨年12月にあっせん不成立となったものであり、公社への買入れ協議をするものであります。反当価格について事務局より説明ありましたが、図面を見ていただくとはっきり分かるかと思うのですが、長い間、稲作のできる状態ではない部分が一部ありまして、単価を下げ設定しております。先月も説明させていただいております。250,000円は〇〇地区でも1番の高値をつけております。公社への所有権移転後、〇〇さんが耕作される予定となっております。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、こちらにつきましても皆さんからご意見ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして94番。
武田主事	94番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が19,813㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、2月29日までとなっております。売買価格につきましては、1,783,000円。反当価格、90,000円となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。

伴野委員	補足しますと、以前から〇〇さんが〇〇さんより賃貸をされていた畑でありまして、今回賃貸期限が切れるタイミングで、〇〇さんから売りたいとの申し出があり、〇〇さんが快く引き受けていただいた案件となります。価格につきましては、地域相場ですと反あたり100,000円なのですが、図面を見ていただけると分かるのですが、畑の中に大きな鉄塔があり耕作しにくい畑でもあるので1割減の90,000円とさせていただきました。〇〇さんについては、現在も規模を拡大中ということで問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして、利用権設定関係になります。経営移譲の関係も多いですが、順番を変えさせていただきます。まず、96,97番を続けて事務局より説明。担当委員より説明。その後、95番に戻りまして98から102番までを一括説明させていただき、担当委員からの説明を求めます。よろしく願いいたします。
会長	それでは、番号96、97番。事務局より説明願います。
武田主事	まず96番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が32,129㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和10年11月30日までの5年間。賃貸料は、418,000円。反当価格は14,000円となっております。こちら、〇〇さんが水稻を辞められることでの〇〇さんへの賃貸借となっております。続いて97番。利用権設定を受ける者、〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積が14,253㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期、2月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は189,000円で、反当価格は14,000円となっております。こちらも〇〇さんが借りていた農地を〇〇さんが引き継ぐものです。以上です。
会長	ありがとうございました。担当、西村委員。
西村委員	事務局から説明あったとおりです。こちら新規の賃貸借となっております。〇〇区の〇〇さんから昨年の秋にお話しいただきまして、耕作することが難しくなってきたため97番の〇〇さんと賃貸していた農地も含め、新たに引き受けていただく方を探してほしいとのことでありました。同じ行政区で〇〇さん、〇〇さんにお話ししたところ快く承諾していただいたものです。問題ない案件かと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。戻りまして95番。98から102番までを事務局より説明願います。
武田主事	まとめて説明させていただきます。95番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が39,705㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和9年2月27日までの4年間。賃貸料については、公社案件となっておりますので売買価格16,630,000円の2%である332,600円です。農地保有合理化事業の一時貸付案件となりますが、経営移譲による息子さんへの貸し替えとなります。続いて98番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が41,793

	<p>m²。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料が581,000円。反当価格は15,000円となっております。99番、利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が42,177m²。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和6年11月30日までの1年間。賃貸料は557,000円。反当価格は15,000円となっております。番号100、利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が11,963m²。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和8年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は166,000円で、反当価格は15,000円となっております。101番、利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が34,168m²。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和8年11月30日までの3年間。賃貸料は462,000円、反当価格は田で15,000円、畑で10,000円となっております。最後102番、利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が20,955m²。貸借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期、2月1日から令和15年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は無償です。こちら先ほどまでと同様。後継者への貸替えとなっておりますが、こちら102番だけ基盤整備に伴い〇〇さんの田が隣地の〇〇さんの土地に4畝ほどかかってしまったことによる使用貸借となります。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明ありましたが、一括して説明させていただきますと95、98、99、100、101、102番、こちらの賃貸借ですが契約内容は事務局からの説明通りになりますが、こちら6件、昨年度まで〇〇さんが契約しておりましたが、経営移譲につき〇〇さんとの契約に結び直した案件となっております。特段問題ない案件かと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、これらの件に関しまして皆さんから何かありますか。
会長代理	99番ですが、設定期間が1年となっておりますけれども何か事情があるのでしょうか。
武田主事	103番。利用権設定を受ける者、株式会社〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が6,163m ² 。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和10年11月30日までの5年間。賃貸料は79,000円、反当価格は14,000円となっております。こちら、もともと〇〇と賃貸を結んでいたところ作業委託で〇〇さんが耕作されていたものを直接賃貸やり取りするものとなります。以上です。
会長	担当、私です。
会長	ただいま事務局から説明がございまして、全く付け加えることがございません。あえて付け加えるとするのであれば、賃借料ですがこれまでと同額でいかせていただきました。以上です。
会長	担当委員の説明ありましたが、これらに関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして番号104。

武田主事	ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。104番、変更点ございません。105番、変更点ございません。106番、変更点ございません。107番、変更点ございません。
会長	続きまして108番ですが、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	108番、変更点ございません。
会長	続きまして109番以降お願いいたします。
武田主事	109番、反当価格が12,600円から13,000円へ変更させていただいております。110番、変更点ございません。111番、変更点ございません。112番、変更点ございません。113番、変更点ございません。以上です。
会長	ただいま事務局の方から113番まで説明ありましたが、こちらの件に関しまして皆さんの方から何かご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして、日程第7議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今月は2件となっております。番号5番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が41,090㎡。あっせんの申出年月日、令和5年12月4日。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりであります。場所の方ですが地図を見てください。〇〇号の〇〇通り沿いにあります。国営整備後の農地であります。〇〇さんにおかれましては、ご高齢のため売却をしたいと申し出、あっせんがありました。条件等調整がつかず公社に買入協議を行うものであります。特段問題ないかと思いますが慎重審議お願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、これらに関しまして皆さんから何かありますか。
伊藤委員	換地が終わっていないということで、工事前の水張り面積で売買をしますよね。これ減歩率が13%とはっきり出ているかと思えます。工事後の水張りはこのような状態になったと。これ価格設定ですが、実質1割以上水張りが減ったとき価格が同じだとすると、地主としては問題がないだろうけど、耕作者側としては面積が1割減ったということは、単価も1割上がったとなりますよね。このあたり、前回の促進費のこともありましたけど、単価設定の際に考慮をしないと買う方がきつくなってくるのではないかと思います。実際に減る、増えるがあつて、一律では厳しいと思います。このあたりを皆さんで再度相談していきたいと思えます。
会長	これは、意見ということで聞いてよろしいですよ。確かに売買の場合、国営工事の入った圃場については、整備前の水張り面積でやりとりしますので、100のものが90になったときに10%面積が減った中での売買となるので、実際耕作するのは90%ということです。そういった件に対する考慮も必要といった話しでした。今、伊藤委員の話しを聞いていて確かにと、個人的にも感じました。

会長代理	4町の面積で、売買は3町8歩ほどと、うちの町の取り決めの中で価格を設定している訳だけど、公社への影響はないのかな。
武田主事	金額等に関してはということでしょうか。公社はですね。水張り面積等は見えてきていないので、こちらで我々が提示した価格に地積面積を掛けた単価で高いか安いかを決めています。
会長代理	分かりました。確か私が農地部長の時にも聞いたかと思うんですけども、登記が終わっていないということで、従前の水張り面積でということになったんですけど、できれば工事前に売買されていれば良いんですけど、あの頃で1・2件、今回のような案件が出てきて話しを決めた訳なんですけど、今後更に案件が増えていくのかなと、経営者の負担が増えていくのかなと、やはり考えていかなければと思って聞いていました。協議の場が必要なのかなと思いました。
会長	はい。今後早急に検討していきましょう。6番お願いします。
武田主事	番号6番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」面積が23,937㎡。あっせん申出日、12月6日。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりです。こちらも国営整備後の売買案件で、あっせん申し出がありました。〇〇さんもご高齢のため売却したいということです。地番図で見ると、〇〇さんの上が〇〇さんの農地になります。本来であればご夫婦所有の土地をまとめて思っていたのですが、色々ありまして〇〇さんの土地については春先以降とさせていただきます。調整がつかなかったため公社へ繋げるものであります。慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、こちらに関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	以上2件について、申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きます、日程第8議案第5号あっせん委員の指名について事務局より説明願ひます。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今月は3件となっております。20番申出人住所〇〇-〇〇号、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積21,137㎡。21番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積42,699㎡。22番申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積55,223.23㎡。すべて農振農用地区域内で申出理由売買です。22番〇〇以外が、農振農用地区域内となっております。以上です。
会長	あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(はい)
会長	それでは指名いたします。20番、伴野代理、伊藤農地部会長、栗本委員、西村委員。21番、伴野代理、伊藤農地部会長、伊藤委員。22番、伴野代理、伊藤農地部会長、前田委員、伴野竜太委員。以上よろしくお願ひいたします。

【議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

会長	続きまして、日程第9議案第6号東神楽町農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。産業振興課より農振農用地からの編入の意見照会をいただいております。当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。あっせん申出のあった〇〇さんの農地の一部について農振農用地に入っていない、図面で見させていただいてわかる通り、農振農用地に属する水田の一部のとして一体的に使われているものでありますので、整合性をとるべく今回編入するものです。以上です。
会長	ただいまの説明の中で、分からない点などありませんか。
伊藤委員	いま〇〇さん名義の土地のあっせんがありましたが、〇〇名義の土地はまだ検討中ということでしょうか。
武田主事	検討中でありまして、現在申し出のあった〇〇さんの土地だけということになります。
会長	よろしいですか。ほかこの件に関しまして、皆さんから何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	はい。ありがとうございます。

【その他】

会長	続きまして、日程第10その他についてお願いいたします。
事務局	① 2月総会の日程について ② 地域計画に係る協議の場の設置等について